制 団連が労働時間法制改革などの見直し策を提言

して、 明性の高い労働法制に向けた具体策と そのうえで、労働者が働きやすく、透 動の柔軟性確保や多様な就業機会の創 保護の政策だけでなく、企業の事業活 ③労使自治を重視した労働条件の変更 対する雇用保障責任ルールの透明化、 法制改革、②勤務地・職種限定契約に 政策としていくことが不可欠だと強調 出の観点を重視し、バランスのとれた 雇用の維持・創出を図るには、労働者 をとりまとめ、公表した。提言では、 の活躍と企業の成長を促す労働法制 ルールの透明化-.団連は四月一六日、提言 ①労使自治を重視した労働時間 -を求めている。 『労働者

企画業務型裁量労働制の見直し

要があるとしている。 られた経済全体の成長が必要だと主張 労働規制の見直しを一気に実施する必 きる環境をより確かなものとするため 企業が将来にわたり国内事業を継続で るためには、企業活動の活性化に支え 言では、 現在の雇用問題を解決す

題」「年功処遇の問題」 — い労働法制に向けた三項目の具体策を 時間管理」「厳格な雇用保障責任の問 躍できる労働環境づくりの課題として、 「労働者の実態に対応していない労働 その前提となる、多様な労働者が活 労働者が働きやすく、透明性の高 -の三点を指

言している。

を進める必要があるとしている。 カラー・イグゼンプション制度の検討 の適用除外を認めるいわゆるホワイト 部の労働者については、労働時間規制 たす事務職や研究・技術開発職等の一 きであるとしている。一定の要件を満 いて、企業単位の一括届出を認めるべ え、事業場ごとに求められる届出につ 労使が対象業務を決定できることに加 個別企業の集団的労使自治を尊重し、 に合わない部分が生じていることから、 示で列挙されているものの、企業実態 現行制度の対象業務は厚生労働省の告 務型裁量労働制の見直しを主張する。 法制の改革については、まず、企画業 第一の労使自治を重視した労働時間

期間を設ける」ことなどを求めている。 あるとしている。 替日未定の労働日変更を認めるべきで 働時間の増加がないことを条件に、代 を就業規則に規定し、総労働日と総労 る場合に限り、あらかじめ変更事由等 制の見直しとしては、天災を事由とす 式の変更」「清算期間は一カ月より長い 合に、時間外労働となる時間の計算方 クスタイム制を週休二日で運用する場 も要望している。「一カ月単位のフレッ 一カ月および一年単位の変形労働時間 また、フレックスタイム制の見直し

さらに、 ①外国の自然災害等の影響

> 間配分を妨げており、 解釈していくこと、②休憩時間の一斉 協定の特別条項に関する基準を柔軟に 労働基準監督署が認定した場合、三六 整しなければならないケースなどでは 付与規制は、労働者の自律的な労働時 によって国内事業場の生産を大幅に調 -が必要だとしている。

保障責任ルールの透明化 一務地・職種限定における雇用

協約、就業規則、個別契約で定めた場 防するため、特定の勤務地ないし職種 は、 とが重要であるとする。「勤務地や職 を法定すべきであると求めている。 権濫用法理がそのまま当たらないこと 事実をもって契約を終了しても、解雇 合、当該勤務地ないし職種が消滅した が消滅すれば契約が終了する旨を労働 種限定の労働者に対する雇用保障責任 ルールを透明化し、 無期契約労働者に対する雇用保障責任 ことから、勤務地や職種が限定された 定した働き方が広がるきっかけとなる 用する企業が増えることで、雇用が安 い」との行政解釈を踏まえ、紛争を予 第二に、勤務地・職種限定契約を採 正社員と当然には同列に扱われな 紛争防止を図るこ

ことを条件に解雇できる仕組みの導入 論されているあらかじめ金銭を支払う 一方、政府の規制改革会議などで議

速やかな撤廃—

労使自治を前提にした労働条件 変更ルールの透明化

要であると提言する。

決の観点からの金銭支払いも含め、

ルについては、公的職業訓練の充実、

場合、合理性の判断は裁判所が行うこ 則の不利益変更の合理性を推測して、 数労働組合との合意を重視し、就業規 り労働条件を変更する場合、内容や手 主張。労働契約法では、就業規則によ 決議等を条件に、変更後の就業規則の 過半数組合がない場合は労使委員会の とを踏まえ、過半数組合との合意や、 変更を有効とした最高裁判決があるこ る必要があると問題提起。そこで過半 ことは困難であり、予測可能性を高め とになる。このため、結果を予測する とを求めているものの、紛争となった 続きを勘案して変更が合理的であるこ 金制度の見直しを行う際、問題となる であると要望している。 合理性を推測することを法定化すべき 正さを確保するため、企業が人事・賃 第三に、多様な労働者間の処遇の 就業規則の変更ルールであると

調査・解析部

トピックス